

全国で緊急事態宣言解除 感染予防の徹底を

9月30日で全国の緊急事態宣言は全面解除となりましたので、宅朗所の予防対策も大幅に見直しします。これからは、風邪症状や呼吸器症状、発熱(37.5℃以上)があった場合にのみ、抗原検査を実施させていただくことにしました。

全国で緊急事態宣言が解除になっても、飲食店での酒類の提供については営業時間を9時までの短縮にするなど、段階的な緩和と共にワクチン接種証明や検査結果も活用したさらなる措置を検討されているようです。

これまで、宅朗所ではコロナウイルス感染予防対策として県外や感染拡大地域への外出や往来者があった場合に、ご利用者様ご本人に抗原検査をしていただくとともに、同居のご家族様にも健康チェックをお願いすることで、感染の早期発見と拡大防止対策を行って参りました。皆様のご協力に厚く感謝申し上げます。

今後は冬季に向かい衣類が増え室内も暖房機を使う時期となってまいりますので、ご家庭でも水分摂取(1日1.2ℓが目安)や衣類の調整、体調の確認をお願いいたします。また、感染拡大防止のため引き続き感染者の多い地域の往来や来客等があった場合にはお知らせくださいますようお願い申し上げます。

< 改正内容 >



- 1, 感染拡大地域の往来があった場合はご連絡ください。
- 2, デイサービス利用日の朝には検温をお願いします。37.5度以上の場合は利用できませんので、ご連絡をください。お迎えの際に37.5度以上あった場合も利用できません。(体重の少ない方や脱水気味の方、衣類を多く着こまれる方などはすぐに37.5℃を超えてしまいますので、留意してください。)
- 3, お迎え時、または利用中に37.5℃以上の発熱が見られた場合や咳や鼻水等の風邪症状、酸素飽和度の低下を伴う体調不良(医師の診断を受けた既往症状を除く)がみられる場合は本人への同意確認の上、看護師が抗原検査を行います。
- 4, 抗原検査(10~30分程度)の結果、陽性的場合利用を中止します。速やかに医療機関または保健所に連絡させていただき、受診のためご家族様にお迎えに来ていただくこととなります。
- 5, 順に送迎に伺いますが途中の利用者様に発熱等がみられた場合、その便は検査のため停車となりますので、送迎に遅れが出る場合がございます。ご了承ください。
- 6, 検査キットは1キット1,012円を事業所で負担いたします。
- 7, デイサービス利用開始後に発熱や風邪症状、呼吸器症状がみられた場合には抗原検査と共に受診のご案内などサービスを中断することとなります。事前に受診頂く事や、日常的な水分補給(1日1.2ℓを目安)・気温に合わせた衣類調整(野外と室内で1枚は衣類を調整し着すぎないようにしましょう)をお願いします。

宅朗所利用者の感染報告はありません

0 名

濃厚接触の報告はありません

0 名

1か月の抗原検査実施回数

36 回

「新型コロナウイルスの感染予防について」(ご利用者様・ご家族様へのお願い)は『緊急事態宣言地域往来はPCR検査後に』と変更がないため掲載いたしません。

ご不明な場合はご連絡くださいますようお願いいたします。ご連絡先は、75-3343

感染された方々に心よりお見舞い申し上げますとともに、お亡くなりになられた方にはご冥福をお祈り申し上げます。

手洗いと手指消毒・マスク着用・三密の回避・不要不急の自粛は緊急事態宣言には関係ありません。
一人一人の意識が感染拡大を防止します。
感染予防にご協力ください。



《新型コロナウイルスの感染予防について》

改正 (ご利用者様・ご家族様へのお願い)

- 1、送迎にあたって、ご本人様の体温を計測して、**37.5 度以上の発熱が認められる場合は、当日のデイサービスは利用できません。**さらに、**解熱後 24 時間以上が経過し**、呼吸器症状が改善傾向となるまではデイサービスの利用はできません。
- 2、ご利用されるすべてのご利用者様にはマスクを着用していただき、利用中のアルコールによる 15 秒手指消毒や手洗いを徹底して頂きます
- 3、定期的に体温測定を行い、発熱等の症状が見られる場合は、速やかにご家族様にご連絡します。
- 4、ご家族様や本人の県外への移動や県外からの往来者がある場合、また県内の感染者がでている地域からの来客者がいらっしゃる場合にはご一報ください。症状がみられた場合かかりつけ医に相談し、濃厚接触者となった場合には保健所に連絡の上、対応させていただきます。

(職員の対応)

- 1、**全職員がワクチン接種を終了しています。**
- 2、職員は、出勤前に体温を測定し、職員または同居の家族に 37.5 度以上の発熱がみられる場合には、**事業所への連絡を義務とし、37.5 度以上の発熱がある時は速やかに自宅待機**とします。出勤時にアルコールによる 15 秒手指消毒、体温測定、マスクの着用の徹底を図り、感染源を持ち込まないようにします。また、新型コロナウイルス感染防止の徹底を図るため、勤務中は、マスク(フェースシールド等)の着用の徹底を図ります。
- 3、職員及び同居の家族等が、発熱、のどの痛み、倦怠感、臭覚・味覚障害、関節痛など、新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染症が疑われる症状を有する場合は、速やかに電話で事業所に報告すると共に、かかりつけ医を受診し、その結果も速やかに事業所へ報告します。
- 4、退勤時には、アルコールによる手指消毒を行い感染源を持ち出さないようにします。
- 5、職員及び同居家族等が、新型コロナウイルスに感染し、または濃厚接触者となった場合は 2 週間の自宅待機を原則とし、保健所の指示に従って対応します。
- 6、**不要不急の外出は控え**、3密を避けソーシャルディスタンスを守ります。すべての往来を禁止するものではありませんが感染者のいる地域からの来客またはご家族様がいる場合について、チェック表を用いた症状の確認を行い、**業務上または個人的に対応に心配がある場合には、理事長へ相談**します。